

東京オリンピック競技大会・東京パラリンピック競技大会推進本部
の運営等について

資料 1 - 1 東京オリンピック競技大会・東京パラリンピック競技
大会推進本部の運営について

資料 1 - 2 東京オリンピック競技大会・東京パラリンピック競技
大会推進本部資料提供等規則について

資料 1 - 3 2020 年東京オリンピック・パラリンピック競技大会に
おけるホストシティ・タウン構想関係府省庁連絡会議
の開催について

資料 1 - 4 2020 年東京オリンピック・パラリンピック競技大会
関係府省庁連絡会議の開催について

東京オリンピック競技大会・東京パラリンピック競技大会推進本部
の運営について

平成 27 年 7 月 24 日
東京オリンピック競技大会・東京パラ
リンピック競技大会推進本部決定案

東京オリンピック競技大会・東京パラリンピック競技大会推進本部（以下「本部」という。）の運営について以下のとおり決定する。

1. 本部会合への出席要請について

本部は、必要に応じ、関係者の出席を求めることができるものとする。

2. 議事の公開について

本部会合は非公開とし、議事録は、原則として、本部会合終了後速やかに発言者名を付して公開する。

3. 配布資料の公開について

本部会合で配布された資料は、原則として、本部会合終了後速やかに公開する。

4. 「2020年オリンピック・パラリンピック東京大会等に関する閣僚会議」との関係について

「2020年オリンピック・パラリンピック東京大会等に関する閣僚会議（平成26年4月22日閣議決定）」が廃止されたことに伴い、廃止前の「2020年オリンピック・パラリンピック東京大会等に関する閣僚会議」が決定した事項及び検討した事項等については、本部に引き継がれるものとする。

東京オリンピック競技大会・東京パラリンピック競技大会推進本部
資料提供等規則

平成 27 年 7 月 24 日
東京オリンピック競技大会・東京パラ
リンピック競技大会推進本部決定案

平成32年東京オリンピック競技大会・東京パラリンピック競技大会特別措置法（平成27年法律第33号。以下「法」という。）第8条の規定に基づき、当該規定による事務を適切に遂行するため、当該事務等について、次のとおり定める。

（関係事務の処理等）

第1条 法第8条の規定による事務は、内閣官房東京オリンピック競技大会・東京パラリンピック競技大会推進本部事務局に行わせるものとする。

○平成三十二年東京オリンピック競技大会・東京パラリンピック競技大会特別措置法
(平成二十七年法律第三十三号) (抄)

(資料の提出その他の協力)

第八条 本部は、その所掌事務を遂行するため必要があると認めるときは、関係行政機関、地方公共団体、独立行政法人（独立行政法人通則法（平成十一年法律第百三号）第二条第一項に規定する独立行政法人をいう。）及び地方独立行政法人（地方独立行政法人法（平成十五年法律第百十八号）第二条第一項に規定する地方独立行政法人をいう。）の長並びに特殊法人（法律により直接に設立された法人又は特別の法律により特別の設立行為をもって設立された法人であつて、総務省設置法（平成十一年法律第九十一号）第四条第十五号の規定の適用を受けるものをいう。）並びに大会の準備及び運営を行うことを目的とする公益財団法人東京オリンピック・パラリンピック競技大会組織委員会（平成二十六年一月二十四日に一般財団法人東京オリンピック・パラリンピック競技大会組織委員会という名称で設立された法人をいう。以下「組織委員会」という。）の代表者に対して、資料の提出、意見の表明、説明その他必要な協力を求めることができる。

2 本部は、その所掌事務を遂行するため特に必要があると認めるときは、前項に規定する者以外の者に対しても、必要な協力を依頼することができる。

2020年東京オリンピック・パラリンピック競技大会における
 ホストシティ・タウン構想に関する関係府省庁連絡会議の開催について

平成 27 年 7 月 24 日
 東京オリンピック競技大会・東京パラ
 リンピック競技大会推進本部決定案

1. 東京オリンピック競技大会・東京パラリンピック競技大会推進本部の下、2020年東京オリンピック・パラリンピック競技大会開催に向け、全国の自治体と参加国・地域との人的・経済的・文化的な相互交流を図るとともに、スポーツ立国、グローバル化の推進、地域の活性化、観光振興等に資する観点から、「ホストシティ・タウン構想」を推進するため、2020年東京オリンピック・パラリンピック競技大会におけるホストシティ・タウン構想に関する関係府省庁連絡会議（以下「連絡会議」という。）を開催する。
2. 連絡会議の構成員は、次のとおりとする。ただし、議長は、必要があると認めるときは、その他の関係者の出席を求めることができる。

議長	東京オリンピック競技大会・東京パラリンピック競技大会担当大臣
議長代理	内閣官房副長官（参）
副議長	内閣総理大臣補佐官（国土強靱化及び復興等の社会資本整備、地方創生並びに健康・医療に関する成長戦略担当）
構成員	内閣官房東京オリンピック競技大会・東京パラリンピック競技大会推進本部事務局長
	内閣官房副長官補付内閣審議官
	内閣官房まち・ひと・しごと創生本部事務局次長
	内閣官房東京オリンピック競技大会・東京パラリンピック競技大会推進本部事務局企画・推進統括官
	内閣府大臣官房政府広報室長
	内閣府地方創生推進室次長
	警察庁警備局長
	復興庁統括官
	総務省大臣官房地域力創造審議官
	外務省国際文化交流審議官
	文部科学省スポーツ・青少年局長
	文化庁次長
	厚生労働省政策統括官（社会保障担当）
	農林水産省農村振興局長
	経済産業省地域経済産業審議官
	国土交通省総合政策局長
	観光庁次長
	環境省総合環境政策局長

3. 連絡会議の運営の円滑を図るため、2020年東京オリンピック・パラリンピック競技大会におけるホストシティ・タウン構想に関する関係府省庁連絡会議幹事会（以下「幹事会」という。）を開催する。幹事会の構成員は関係行政機関の職員で議長の指名する官職にある者とする。
4. 連絡会議及び幹事会の庶務は、総務省、外務省及び文部科学省その他の関係行政機関の協力を得て、内閣官房東京オリンピック競技大会・東京パラリンピック競技大会推進本部事務局において処理する。
5. 前各項に定めるもののほか、連絡会議及び幹事会の運営に関する事項その他必要な事項は、議長が定める。
6. 「2020年オリンピック・パラリンピック東京大会等に関する閣僚会議（平成26年4月22日閣議決定）」が廃止されたことに伴い、廃止前の「2020年オリンピック・パラリンピック東京大会におけるホストシティ・タウン構想に関する関係府省庁連絡会議（平成26年7月18日2020年オリンピック・パラリンピック東京大会等に関する閣僚会議議長決定）」がこれまで決定した事項及び検討した事項については、連絡会議に引き継がれるものとする。

2020年東京オリンピック・パラリンピック競技大会
関係府省庁連絡会議の開催について

平成 27 年 7 月 24 日
東京オリンピック競技大会・東京パラ
リンピック競技大会推進本部決定案

1 2020年東京オリンピック・パラリンピック競技大会の円滑な準備に資するよう、関係府省庁の所管する事務を調整するため、2020年東京オリンピック・パラリンピック競技大会関係府省庁連絡会議（以下「連絡会議」という。）を開催する。

2 連絡会議の構成は、次のとおりとする。ただし、議長が必要であると認めるときは、関係者の出席を求めることができる。

議長	内閣官房副長官（事務）
議長代行	内閣官房東京オリンピック競技大会・東京パラリンピック競技大会推進本部事務局長
副議長	内閣官房副長官補（内政担当） 内閣官房副長官補（外政担当） 文部科学事務次官
構成員	内閣官房副長官補（事態対処・危機管理担当） 内閣広報官 内閣情報官 内閣法制次長 内閣府事務次官 警察庁長官 金融庁長官 消費者庁長官 復興庁事務次官 総務事務次官 法務事務次官 外務事務次官 財務事務次官 厚生労働事務次官 農林水産事務次官 経済産業事務次官 国土交通事務次官 環境事務次官 防衛事務次官

- 3 連絡会議は、必要に応じ、幹事会を開催することができる。幹事会の構成員は、関係行政機関の職員で議長の指名する官職にある者とする。
- 4 連絡会議の庶務は、文部科学省の協力を得て、内閣官房において処理する。
- 5 前各号に定めるもののほか、連絡会議の運営に関する事項その他必要な事項は、議長が定める。
- 6 平成27年7月24日内閣官房長官決裁により廃止された2020年オリンピック・パラリンピック東京大会関係府省庁連絡会議が決定した事項及び検討した事項等については、連絡会議に引き継がれるものとする。